

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

宮古市

1 促進計画の区域

別紙1の地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 現況

本市は、沿岸部、内陸部、高原地域の特性があり、農家1戸当たりの耕地面積が少なく、水稻、野菜、果樹、花卉、畜産などを組み合わせた「複合経営」と「多品目栽培」の農業である。その農業の生産活動等を通じて、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全の形成等の多面的機能を維持してきた。

しかしながら、農業従事者の高齢化や担い手不足により、農家数が減少し、地域の共同活動に支障が生じてきており、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に係る担い手への負担の増加も懸念される。

農業の有する多面的機能は、住民の豊かな暮らしに恵みをもたらすものであり、農用地の活用や水路、農道等の保全管理を行い、多面的機能を維持していく必要がある。

また、本市は、全域が特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

2. 目標

1を踏まえ、本市では、それぞれの地域の特性を活かした取組を行えるよう法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	地域	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	宮古市地域	花輪区域	法第3条第3項第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業
②		津軽石区域	法第3条第3項第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業
③		田代区域	法第3条第3項第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業

④	宮古市地域	撰待区域	法第3条第3項第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業
⑤		末前区域	法第3条第3項第1項第2号に掲げる事業
⑥		茂市・刈屋・和井内区域	法第3条第3項第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業
⑦		曇目区域	法第3条第3項第1項第3号に掲げる事業
⑧		川井区域	法第3条第3項第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業
⑨		小国区域	法第3条第3項第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業
⑩		門馬区域	法第3条第3項第1項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号の事業を実施するための必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 対象地農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

- (ア) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域・・・・・・・・・・宮古市全域
- (イ) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域・・・・・・・・・・旧崎山村、旧花輪村、旧重茂村、旧田老町、旧新里村、旧川井村
- (ウ) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に基づき公示された過疎地域・・・・・・・・・・宮古市全域

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地
- (エ) 市町村長の判断によるもの

A 傾斜農用地

田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満のすべてを対象とする。

B 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む）15%以上の農地。

(2) 対象者

ア 集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う次に掲げる者とする。

- (ア) 耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、農業協同組合、生産組織等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受委託者が共同して維持・管理を行っている場合については、当事者間の話し合いによりいずれかを対象とする。
- (イ) 農業従事者一人当たりの所得が盛岡市の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による交付金の対象としない（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、交付金の対象とはしない。）が、個別協定の対象とする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内の取りまとめ等集落営農上の基幹的活動において、中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であって、当該農業者の対象農用地のうち自作地に対して交付される交付額の全てを集落の共同取組活動に充てる場合、又は当該農業者の対象農用地の全てが、当該農業者と農用地の権原を有する者との間において利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業のうち田

においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の作業の受委託が行われている農用地である場合は、交付金の対象とする。

イ 認定農業者に準ずる者とは、市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に掲げる経営指標を実現している者等、市長が認定する者とする。